

国立大学法人岡山大学役員会規則

〔平成16年4月1日〕
岡大規則第4号

改正 平成17年2月24日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大規則第1号。）第6条第2項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学役員会（以下「役員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 役員会は、本学の学長及び理事をもって組織する。

(審議事項)

第3条 役員会は次の各号に掲げる事項について、学長の意思決定に先立ち議決を行う。

- 一 中期目標についての意見（国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）が国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）及び年度計画に関する事項
- 二 法人法により文部科学大臣の許可又は承認を受けなければならない事項
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 法人が設置する国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

五 その他役員会が定める重要事項

(会議の主宰及び議長)

第4条 学長は、役員会を主宰し、その議長となる。

(議案の提出)

第5条 役員会への議案の提出は、学長又は理事が行う。

(会議の成立等)

第6条 役員会は、全役員（監事を除く。）の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 役員会の議事は、出席した役員（監事を除く。）の4分の3以上をもって議決する。

(監事及び職員の出席)

第7条 監事は、役員会に出席する。

2 役員会は、審議事項に関する説明又は意見を聴くため、必要に応じて職員を出席させることができる。

(開催)

第8条 役員会は、学長が招集し、開催する。

2 理事は、学長に対し役員会の開催を請求することができる。この場合において、学長が必要と認めたときは、学長は役員会を開催するものとする。

(事務)

第9条 役員会に関する事務は、総務・企画部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、役員会の議事及び運営に関し、必要な事項は、役員会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。